

## ● 消費税の確定申告はお早めに！！

	申告、納税期限	口座振替日（振替納税ご利用の方）
消費税及び地方消費税	3月31日（火）	4月23日（木）

申告所得税の口座振替日は、4月20日（月）です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

### 【 申告を間違えたときなどの手続 】

#### ○ 税額を多く申告していたとき（更正の請求）

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

#### ○ 税額を少なく申告していたとき（修正申告）

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表（修正申告書・別表）に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

### 消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直しについて

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入率を50%（現行60%）とするともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そののみなし仕入率を40%（現行50%）とすることとされました。原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできませんのでご注意ください。

### 記帳継続指導事業所募集

事業所得を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。青色申告って何？ 帳簿はどうつけたらよいの？ 複式簿記って何？ など、初めて青色申告を始められる方の疑問に専門指導員（委嘱税理士）と本会担当職員が、日々の記帳から青色決算・所得税確定申告まで親切にお答えいたします。また、経理ソフトを使ったパソコンによる記帳もお手伝いしています。お気軽に最寄りの支所担当職員までご相談ください。



### リーガルサポートシステム（企業法務専門支援員制度）のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談（事業以外の相談も可）まで、気軽にご利用ください。相談予定日は毎月第一金曜日です。

次回相談予定日 平成27年4月3日（金） 午前10時～午後4時

■ ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

## 事業に活用できる補助金・助成金のご案内

### ◆ 小規模事業者持続化補助金

- (目的) 小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。
- (対象) 小規模事業者（常時雇用する従業員が商業・サービス業は5名以下、製造業他は20名以下）
- (補助率) 補助対象経費の2/3以内
- (補助金額) 50万円以内（雇用増加・従業員の処遇改善・買い物弱者対策の取組みは上限100万円、共同事業は50万円×小規模事業者数で上限500万円）
- (募集期間) 1次受付締切 平成27年3月27日（金）  
2次受付締切 平成27年5月27日（水）

### ◆ ものづくり・商業・サービス革新補助金【1次公募】

- (目的) 国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援します。
- (対象) 中小企業及び小規模事業者
- (補助率) 補助対象経費の2/3以内
- (補助金額) ・革新的サービス型 下限100万円 上限1000万円（コンパクト型 上限700万円）  
・ものづくり技術型 下限100万円 上限1000万円  
・共同設備投資型 下限100万円 上限5000万円（500万円/社）
- (募集期間) 受付締切 平成27年5月8日（金）

※「小規模事業者持続化補助金」「ものづくり・商業・サービス革新補助金」は伊賀市商工会（認定支援機関）の確認書等が必要となりますので、本所または各支所へご相談ください。

### ◆ 省エネルギー設備導入補助金（最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業A類型）

- (目的) 工場・オフィス・店舗等における、エネルギーの削減効果が期待できる最新モデルの省エネルギー機器の導入支援。
- (対象者) 事業を営んでいる法人及び個人事業主
- (補助率・金額) ・中小企業、エネルギー多消費企業 1/2以内 下限50万円 上限1.5億円  
・その他の事業者 1/3以内 下限50万円 上限1.5億円
- (受付期間) 平成27年3月16日（月）～平成27年12月11日（金）
- (問合せ先) 一般社団法人 環境共創イニシアチブ TEL 0570-001-290（ナビダイヤル）

### ◆ みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金等

- (目的) 新商品・新サービス開発、生産または既存商品の改良、販路拡大等の新たな取り組みに対し、初期段階の必要経費を支援します。
- (助成金) ①みえ地域コミュニティ応援ファンド  
・地域資源活用型 助成率2/3 下限50万円 助成限度額400万円 期間2年  
・地域課題解決型 助成率2/3 下限50万円 助成限度額200万円 期間1年  
・ものづくり部門 助成率2/3 下限50万円 助成限度額400万円 期間2年  
②みえ農商工連携推進ファンド  
・一般型 助成率2/3 下限50万円 助成限度額800万円 期間2年  
・産学官共同型 助成率2/3 下限50万円 助成限度額900万円 期間2年
- (応募先) 公益財団法人 三重県産業支援センター TEL 059-228-3585

※募集期間は未定ですが、説明会及び個別相談会を開催します。

日時： 説明会 平成27年4月15日（水） 午後1時30分～  
個別相談会 平成27年4月23日（木） 午後1時30分～  
場所： 伊賀市商工会館（伊賀市下柘植723-1）2階研修室



**次回の 会員一斉訪問実施予定日は 4月14日(火) です**



当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。14日にお伺いできない場合は17日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所（☎ 45-2210）までお願いいたします。

### 《貸付金利の状況》

（平成27年3月1日現在）

日本政策金融公庫	普通貸付	1.30%～2.70%	↗
	経営改善貸付（無担保・無保証人）	1.35%	→
三重県融資制度	小規模事業資金（第三者保証不要・別途保証料）	1.75%	→
商工貯蓄共済制度	一般（保証料不要）	1.675%～2.075%	→
	保証協会保証付（別途保証料）	1.55%	→